

OECD テストガイドライン 201 の改定に伴う
化審法藻類生長阻害試験法及び判定基準の改定について（案）

平成 18 年 7 月 21 日
環境省環境保健部化学物質審査室

現在、化審法で使用している藻類生長阻害試験法¹（以下「化審法 TG」という）は、平成 15 年の化審法改正当時の最新情報であった、OECD テストガイドライン 201²（以下「TG201」という。）の改訂案（2002 年 6 月版）を基に作成されたものである。

その後 OECD において TG201 改訂の作業が進められた結果、2004 年 11 月の化学品合同会合において改訂内容について加盟国の同意が得られ、本年 7 月はじめに改訂版 TG201 が発行されたところである。OECD テストガイドラインは、OECD 条約に基づく理事会決定であり、条約の加盟国は同ガイドラインに沿った対応が求められるため、今後は改訂版に従った試験法が国際的なスタンダードとなっていくこととなる。この改訂版 TG201 と現行の化審法 TG を比較すると一部内容の相違があるため、今回改訂を踏まえ化審法 TG を適宜修正する必要がある（資料 2-2 参照）。

また、その修正内容のうち最も大きなポイントである半数影響濃度（EC50）の算出方法の変更（「面積法」の廃止）に応じて、現行の第三種監視化学物質の判定基準についても見直しが必要である（資料 2-3 参照）。

¹ 厚生労働省・経済産業省・環境省（2003）：新規化学物質等に係る試験の方法について（平成 15 年 1 月 21 日薬食発第 1121002 号、平成 15・11・13 製局第 2 号、環保企発第 031121002 号）、＜藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験及び魚類急性毒性試験＞

² OECD GUIDELINES FOR THE TESTING OF CHEMICALS PROPOSAL FOR UPDATING GUIDELINE 201 : Freshwater Alga and Cyanobacteria, Growth Inhibition Test. なお、TG201 自体は 1984 年制定。